

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用することとされている同法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年8月27日

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員 小 室 永 治

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員 渋谷 貴 之

1 実施年月日

令和7年8月27日

2 監査事項

令和6年度における財務に関する事務の執行状況

3 監査の結果

財務に関する事務の執行は、適正に行われているものと認められた。